

別紙13 デジタル活用の考え方

1 基本的な考え方

社会全体で様々なオンラインサービスが普及・定着するほか、新たな技術の登場等により、デジタルの活用が大きく広がってきており、県でも、令和6(2024)年4月に栃木県デジタル社会形成推進条例を施行するなど、デジタルの更なる活用に向けた環境づくりを進めていることから、「文化と知」の創造拠点においても、デジタルを活用することで、利用者の利便性の向上を図るとともに、新たな体験を提供していく。

2 デジタル活用の現状

(1) 各館のHP・SNS

	美術館	図書館	文書館
HP	外部HP ※県サブドメインを使用	外部HP ※県サブドメインを使用	県公式HP
SNS	Instagram、X、 Facebook、YouTube	Instagram、Facebook	なし

(2) 各館の収蔵資料等の検索システム

	美術館	図書館	文書館
名称	とちぎ文化芸術デジタルアーカイブ	図書館情報処理システム	県公式HP及びとちぎ文化芸術デジタルアーカイブ
ソフトウェア	Musetheque (富士通Japan株式会社)	iLisfiera (富士通Japan株式会社)	Musetheque (富士通Japan株式会社) ※とちぎ文化芸術デジタルアーカイブ部分
特徴	・美術館の他、博物館の収蔵品等の検索が可能 ・機能として、選りすぐった“珠玉”の逸品について、高精細画像や解説を掲載した、とちぎデジタルミュージアム“SHUGYOKU”を設置	・OPACにより、利用者サービスを提供するほか、閲覧管理や資料管理等の機能により、職員の業務効率化を図っている ・図書館蔵書検索サイト「カーリル」が提供するスキームを使い、県内市町立図書館との横断検索が可能	・収蔵資料の一部について、とちぎ文化芸術デジタルアーカイブで検索が可能であり、今後も順次、拡充を予定している
その他	・システムの契約主体は、生活文化スポーツ部文化振興課	・システムの契約主体は、栃木県立図書館 ・概ね5年ごとにシステム等を更新	・システム保守は、文化振興課契約に含まれる

3 デジタル活用の方向性

(1) 概要

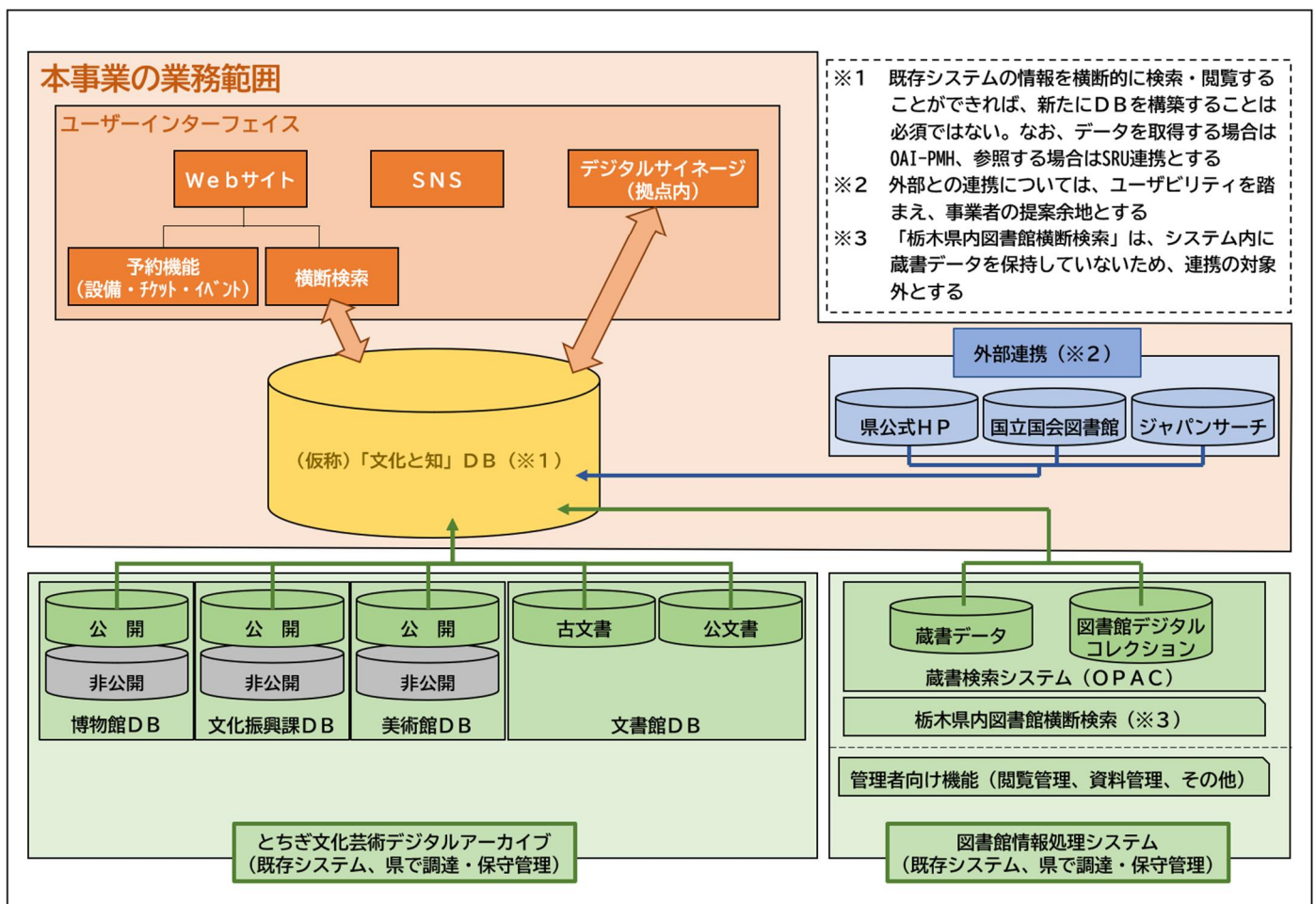
拠点と利用者をつなぐインターフェースとして、WebサイトやSNSのほか、拠点内のデジタルサイネージ等も活用・連携することで、利用者が直感的に利用でき、各館が保持する情報に横断的にアクセスできる環境を構築する。

あらゆる利用者にとって見やすく使いやすいものとしつつ、最新のデジタル技術の活用等により、拠点の魅力向上に資する優れたユーザーインターフェイス・ユーザーエクスペリエンスを提供する。

(例)

- ・画面設計や書体等のデザインを統一する等により、誰もが直感的で円滑に操作できる
- ・パソコン向け画面の他、スマートフォン・タブレット向けの画面を作成する
- ・利用者情報の収集・分析等により、個人に最適化されたサービスを提供する
- ・リアルとデジタルを活用し、誰でも、いつでも、どこからでも情報にアクセスできる
- ・利用者が自分の求める情報に素早く、的確にアクセスでき、また、利用者の知的探究心に応えて、知り得た情報から新たな発見や出会いにつながる

(2) イメージ図



(3) Webサイト

拠点全体の公式ホームページを構築し、その中に各館の専用ページを設ける。各館の既存ホームページに掲載している情報は、原則として当該公式ホームページに移行し、各館の専門性を確保しつつ、拠点全体で統一的に管理・運用することで、情報の一元化及び効果的・効率的な情報発信を図る。

(4) SNS

拠点全体のSNSを立ち上げるとともに、各館のSNSとも連携しながら管理・運用することで、効果的かつ効率的な情報発信を行う。

(5) 横断検索システム

各館で使用している既存システムのデータベースを活用し、利用者が情報に横断的に検索できるシステムを構築することで、3館の連携や施設の相互利用、利用者同士の交流促進等による新たな活動や魅力の創出等を図る。

なお、既存システムの調達・保守管理は県が行う。なお、既存システムの更新・陳腐化への対応として発生する増加費用については県が負担するが、迅速かつ容易に対応できるよう、システム更新も念頭に置いた設計とすること。

4 その他

参考資料「県におけるWebサイト構築に係る標準的仕様」に係る留意点は以下のとおりである。

- ・デジタルの活用におけるシステム構築等の参考にするため、入札公告時点における県のWebサイト作成等の業務委託での標準的な仕様等について整理したものであり、OS・ブラウザ・バージョン指定等の具体的な内容や参照するガイドライン類は、実際の構築時点における最新版・当時の一般的な環境に基づき、協議の上で決定するものとする。
- ・参考資料と要求水準書及び事業契約書の記載事項に齟齬がある場合は、要求水準書及び事業契約書が優先するものとする。

参考資料：県におけるWebサイト構築に係る標準的仕様

1 システム要件

(1) 構築に関する基本要件

ア 開発要件

受託者において開発環境を用意すること。

イ ドメイン

新サイトは、pref.tochigi.lg.jpをトップレベルドメインとするサブドメインにて公開すること。サブドメインに使われる文字列は県と事業者の調整の上決定するものとする。

ウ システム基本要件

OSはMicrosoft Windows等の一般的に利用されているものとする。

エ クライアント環境

インターネットを経由してブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムとすること。また、県所有のPCを使って職員が作成・更新・管理業務が行えること。

【県所有のPCに関する概要】

項目	仕様
OS	Windows 11 Pro
CPU	インテル® Core™ i5-1135G7 プロセッサー
メモリ	8GB
ストレージ	265GB SSD
ブラウザ	Microsoft Edge
その他	14.0型 WUXGA マルチタッチ対応液晶ディスプレイ

オ CMSサーバへの接続

県所有のPCからCMSサーバへの接続の際は、ID、パスワード認証にてログインを行うこと。
IDの発行数及び各IDの権限の設定については、業務開始後に県及び事業者による協議の上決定する。

カ ライセンス費用

ユーザー数やページ数の増加による、追加のライセンス費用が発生しないこと。

キ 対応プラットフォーム要件

利用者の閲覧ブラウザはMicrosoft Edge及びGoogle Chrome、Firefox、Safari等の最新版、OS（バージョン）はWindows（11以上）、Mac OSX（最新バージョン）、Android（12以上）、iOS（16以上）に対応し、パソコン、スマートフォン、タブレット等も含む媒体で正常に表示されること。

また、契約期間中のプラットフォームのアップデートに対応すること。

ク 新サイト要件

新サイトを制作する際は、以下の点について配慮すること。

- (ア) 新サイトは、PC、スマートフォン及びタブレットで閲覧されることを前提に、完全レスポンスウェブデザインで設計すること。
- (イ) 新サイトは、HTML、CSS、JavaScript、PHPなど、1(1)キの要件全てを満たす技術を用いて制作すること。
- (ウ) 個人情報保護に関する法律に準拠した仕様とすること。
- (エ) 新サイトにおける分析項目は、県と事業者の協議の上決定し、少なくとも、新サイトの閲覧回数、新サイト掲載動画視聴回数を分析できるよう、Google AnalyticsやGoogle Tag Managerを用い、設定すること。また、納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。
- (オ) 新サイトの公開前に、脆弱性の監査を受けること。

(2) システム動作環境要件

ア サイトの稼働に関する要件

- (ア) 24時間365日の稼働を行うこと。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、復旧又は代替手段を用意し、サービスの利用に支障がないようにすること。
- (イ) セキュリティパッチの適用等、一時的にサービスが停止する恐れがある場合には、アクセスの少ない時間帯に実施するほか代替システムを用意するなど、可能な限りサービスの停止を防ぐ対策を施すこと。

イ SSL通信に対応する要件

(ア) ソフトウェアに関する要件

ソフトウェアの環境は、性能や構成、保守内容や体制等を具体的に示した事業者の提案に基づき県と協議の上決定する。

なお、稼働に必要な全てのソフトウェアのインストールと初期設定を行うこと。

(イ) ネットワークに関する要件

インターネット経由での利用を想定したシステムにすること。

(ウ) セキュリティ対策に関する要件

外部からのアタック等の不正アクセス、内部からの不正操作に関する十分なセキュリティ対策を施し、そのセキュリティ効果が劣化しないよう保守業務を行うこと。また、ログイン・ログアウトの履歴は操作ログ情報として保管し、不正に消去・改ざんされない仕組みを有すること。

(3) サーバの基本要件

ア サイト運営に必要なサーバ（容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする。）は受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。

イ 確保したサーバについて、部外者からサイトを改ざんされないよう情報セキュリティ上

必要な措置を講じること。

また、突然の停電や電力トラブル時に不具合を発生させないようなサーバとすること。

ウ コンピュータウイルス対策を講じていること。

エ アクセスログの記録及び解析ができること。

オ SSLサーバ証明書を利用できること。

カ システムの運用時間は、24時間365日（うるう年は366日）を前提とすること。

キ バックアップ（コンテンツ・データベースのバックアップも含む）は、サーバごとに月2回程度（2週間に1回以上）自動的に実行することとし、障害発生時には最新のバックアップのデータに復元できること。

ク 独自の脆弱性検査を契約期間中1回以上実施し、サイトの安全性を確認すること。

ケ サーバの契約・利用に係る初期経費及び当該年度のサーバの利用料は、委託料に含まれるものとする。

コ SSLサーバ証明書の費用は委託料に含まれるものとする。

サ レンタルサーバの解約時には、レンタルサーバ上のデータを消去すること。

シ その他、サーバの選定にあたっては別記1「公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的事項」に記載の内容を網羅すること。

(4) サービス提供に関する要件

ア 障害管理

(ア) 障害への対応については、県と調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応及びデータの復旧作業を行うこと。

(イ) 障害事後対策として、収集した障害情報をもとに原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正措置・予防措置を講じること。

(ウ) 県からの障害連絡を受けられるように連絡体制を整備すること。なお、連絡窓口は一つとすること。

イ 運用支援

導入後の操作方法やシステム運用等に関する技術的問合せに対応すること。

2 CMS要件

導入するCMSはWordPressを基本とする。なお、最新の情報を迅速に提供するため、県と協議の上、サイト運営の専門的な知識がない人でも情報更新を行うことができるようにすること。

また、CMSソフトウェアに必要なセキュリティパッチを適用し、脆弱性が発見された場合は、速やかに対応すること。ウイルス対策ソフトウェアは常に最新の定義ファイルに更新すること。

(1) 機能要件

5 (1) エに記載した環境において、支障なく利用できるようにすること。

また、導入するプラグインについては事業者の提案に基づき県と協議の上決定する。

(2) CMS操作等のサポート

新サイト公開後から契約期間満了まで、県からのCMSの操作・機能に関する問合せに対応すること。

3 SEO施工の実施について

- (1) 新サイトにおいては、拠点の情報発信や来館促進の効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施行するものとする。
- (2) (1)の施行に当たり、県民の興味・関心から類推される検索キーワードや検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEO施工を実施するものとする。
- (3) (2)の施行に当たり、Google Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定期的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正するものとする。
- (4) Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの製作も上記(1)～(3)に含むものとする。

4 設計要件

(1) 新サイト設計

サイト設計案の作成にあたっては、次の事項に配慮して作成すること。

ア カテゴリ分類、作成ページ及び当該ページ間の連携を行うこと。

イ カテゴリについては、管理者が容易に追加できること。

ウ 他自治体サイト等から、作成した方が良いページがあれば提案すること。

エ 主要な情報又は複数のカテゴリに関係するコンテンツページについては、トップページ、メニューページ、お知らせページ等から複数の導線でアクセスできるように設計すること。

(2) 新サイト機能詳細

ア 新サイトの制作に当たっては、閲覧者が分かりやすく快適に情報を入手できるよう、整理されたレイアウトとすること。

また、県が提供するもののほか、独自のイラストや写真を使用し、ビジュアルで分かりやすいものとする。

イ 各コンテンツを表示するフォーマットは、統一性を持たせるとともに、サイドバーやサイト内検索、SNS（主にYouTube等）との連携の機能を設けるなどの工夫をし、閲覧者がコンテンツを探しやすい、たどり着きやすい構造とすること。

ウ 新サイトの全体設計、ページデザインやレイアウトの作成、サイトマップやワイヤーフレームの作成、原稿のリライティング、コーディング作業等を実施すること。

エ 記載は、難しい言葉を言い換える等、閲覧者に配慮した分かりやすい、やさしい日本語を基本とすること。

オ その他、サイトの設計に当たっては、県と事業者で調整の上決定する。

5 操作マニュアルの作成等

一連の操作方法を解説する操作マニュアルの作成等を実施すること。

(1) マニュアルの作成

CMS操作等を解説する操作マニュアルを作成すること。また、作成にあたってはイラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。

(2) その他のサポート等

契約期間中の運用や操作等のサポートを行うこと。

6 運用開始後の対応

(1) 障害対応

ア 障害に関する受付窓口を設けること。連絡方法、受付時間及び対応時間は、原則次のとおりとする。

ただし、システム停止等の緊急性を伴う障害については、24時間365日受付及び対応を行うこととし、緊急連絡先を確保すること。

連絡方法	受付時間	対応時間
電子メール	24時間365日	9:00～17:00
電話	9:00～17:00	

イ 障害等が発生した旨の連絡を受けてから迅速に電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。

ウ 障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は逐次速やかに県の担当者へ連絡すること。また、利用者向けに適切な障害情報の発信が可能な仕組みを設けること。

エ 障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理すること。

オ システム稼働後1年間のシステム瑕疵については、技術的問題点の調査及び必要なプログラム修正等は無償で行い、関連するドキュメント類の修正も行うこと。

(2) 引継ぎ等

本契約の完了又は解除により業務が終了する場合、終了日までに次の作業を行うこと。

ア データの引継ぎ

受託業者は次のデータを無償で提供すること。

- ・HTMLファイル、CSSファイル、イメージファイル等コンテンツを構成するファイル
- ・その他、DBに格納されているデータ。なお、出力形式はCSVを原則とする

イ データ移行の支援

受託業者はコンテンツを構成するファイルのディレクトリ構造及びDBからCSVとして出力したデータの各カラムについて、説明書を作成すること。

7 セキュリティ対策要件

全般的なセキュリティ対策については、「栃木県情報セキュリティ基本方針」、「栃木県情報セキュリティ対策基準」及び総務省が公表する「スマートシティセキュリティガイドライン（第3.0版）」を遵守し、成果品に潜在的なセキュリティの脆弱性を生じることがないように、必要な対策を実施すること。

なお、「栃木県情報セキュリティ対策基準」は非公表としているが、その内容は総務省が公表する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠している。

8 その他

- (1) 事業者は、本業務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、原則、県に帰属する。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) 新サイト構築の進捗状況の報告等、県の求めに応じ、速やかに報告を実施すること。
- (6) 本業務で作成する新サイトについて、将来のアップデート又はリニューアルを見据え、データの移行等がスムーズに行われるよう、設計等の段階において配慮すること。
- (7) 本業務の実施に当たり、別記2「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」の該当する項目を実施すること。
- (8) 本業務の実施に当たり、別記3「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的事項

本事項は、ウェブサイト等を構築する際の公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的な事項を示すものである。

なお、本事項に記載のない事項についても、最適なソリューション、最新技術を利用することにより「費用対効果が高い」、「高度なセキュリティ対策が可能」などと考えられる場合は、県と協議し承認を得た上で、実施することができるものとする。

1 基本方針

- (1) 栃木県情報セキュリティポリシーに適合するセキュリティ対策を講じること。
- (2) ドメインについて、原則として県のサブドメインを活用すること。
- (3) ウェブサイト公開時は常時SSL化することとし、http通信はhttps通信にリダイレクトする等の対応を検討すること。
- (4) ウェブサイトの要件（利用目的、公開コンテンツ、公開期間等）に応じた可用性やイニシャルコスト・ランニングコストを含めた費用対効果の高い構成を検討すること。

2 サーバ要件

- (1) 原則、公開するウェブサイト専用のサーバを利用すること。（ネットワークの庁内・庁外、構築サーバの物理・仮想の別は問わない。）
- (2) ウェブサイトの運用に当たり、サーバOS・ミドルウェア等のサポート対応、アップデート等が適時実施され、脆弱性対応等、セキュリティ対策が実施できるサービス形態であること。
- (3) 構築事業者又は運用保守事業者以外の者（レンタルサーバ事業者）が提供するレンタルサーバ等を利用する場合は、県にサービスについて説明を行い、認められた場合のみサービスを利用すること。
- (4) 県サブドメインの利用設定、個別のSSL証明書のインストールができること。
- (5) ウェブサイトの構築事業者又は運用保守事業者は、自ら公開ウェブサーバが安全な状態であるか（脆弱性の有無）を確認できる状態でウェブサイトを公開すること。
- (6) 公開ウェブサーバについて、常に死活監視を行う仕組みや環境をもつこと。
- (7) セキュリティ対策について、公開ウェブサーバが利用する機能（利用者がサイト上で行う情報入力やファイルのアップロードの機能等）や公開する情報の性質等を踏まえ、適切なセキュリティ対策を検討の上、県に提示し承認を得た上で、確実に実装すること。

（セキュリティ対策の機能例）

不要な通信の制御やサーバへの攻撃等を検知する仕組み（ファイアウォール、IDS（Intrusion Detection System）、IPS（Intrusion Prevention System）、WAF（Web Application Firewall））、認証機能、リバースプロキシ 等

なお、庁内にサーバを置く場合（栃木県共同利用型基盤利用を含む。）は、WAF/CDN、NTP、WSUSについて、県の環境の提供を受けることができる。

- (8) アンチウイルスソフトの導入及びその他ウイルス・不正プログラム等に対するセキュリティ対策を確実に実装すること。

3 構築・運用保守要件

- (1) ウェブサイトを公開するためのシステム構成、ネットワーク構成、利用OS、ミドルウェア、SSL証明書の取得・確認に必要な情報等を県に提供すること。
- (2) サーバOS・ミドルウェア等の脆弱性情報を都度収集し、適切な脆弱性対応を行うとともに、速やかに県に報告すること。
- (3) ウェブサイトの構築や改修を実施した場合には、ウェブサイト公開前に当該サイトについて脆弱性チェックツール等を用いて脆弱性診断を行い、適切な処置を講じるとともに結果を県に報告すること。
- (4) ウェブサイトの構築、改修等を実施する際には、（独）情報処理推進機構（IPA）が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」や別冊「ウェブ健康診断仕様」等を確認し、適切なセキュリティ対策が講じられたウェブサイトとすること。
安全なウェブサイトの作り方 | 情報セキュリティ | IPA 独立行政法人 情報処理推進機構 (<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html>)
- (5) ウェブサイトの運用中（公開中）は、定期的にポートスキャン、脆弱性チェックを含むブラットフォーム診断を実施し、脆弱性が検出された場合には、適切な処置を講じるとともに結果を県に報告すること。
- (6) 構築サーバ、CMS等の管理者ユーザ（管理者権限）を適切に管理し、不正アクセスを防止するための対策（複雑性のある類推しづらいパスワードの設定、管理ページへのアクセス制限、多要素認証や二段階認証、業務従事者に対するセキュリティ教育の実施等）を講じること。
- (7) レンタルサーバ等の利用やウェブサイトを運用・保守するためにクラウドサービスを利用する場合は、取扱情報やサービスについて明らかにした上で、本県が定める外部サービス利用手順への適合について県に確認すること。
- (8) ウェブサイトへのアクセスやアプリケーション認証などの必要なログを取得するとともに各ウェブサイトの状況に応じた必要な期間を設定してログを保存することとし、取得するログの項目及び保存期間については、仕様書に従い、又は県に提案して承認を得ること。
- (9) 公開ウェブサーバが悪意のある者からの攻撃を受けた場合等、ウェブサイトを即時閉鎖・復旧できるような対策（定期的なバックアップ等）を講じること。
- (10) ウェブサイト上で、利用者情報の管理や個人情報の収集等をする場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、プライバシーポリシーを利用者が容易に確認できるようにす

ること。

- (11) 県等がウェブサイトに対するセキュリティ監査等を行う場合には、必要な情報の提供、レンタルサーバ事業者等関係者との調整に協力すること。
- (12) ウェブサイトの監査等により重大な脆弱性が確認された場合には、具体的な作業日を提示し必要な対策を講じること。
- (13) 上記以外の脆弱性についても、県と協議の上、対応を速やかに検討しなければならない。

4 障害対応等

- (1) 障害発生時等の連絡先について、事前に県に報告すること。
- (2) 当該ウェブサイトについて、セキュリティインシデントを検知した場合には、速やかに県に報告をするとともに、対策を検討し、県の判断を仰ぐこと。
- (3) システム障害やセキュリティインシデント等が発生した後の恒久対応について再発防止策を検討し、必要な対策を確実に実施すること。

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイト、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティング

グなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。

- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート(DMシート)に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

情報セキュリティ特記事項

※甲は県、乙は事業者とする

(基本的事項)

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に係る栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。

2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

(技術的安全管理措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) アクセス制御
- (2) アクセス者の識別と認証
- (3) 外部からの不正アクセス等の防止
- (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

(1) 甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報

(2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

(1) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報

(2) 甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報

(3) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの

(4) 甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報

3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。

(1) 法令に基づき提供が求められた場合

(2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同様以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合

4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

第11条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。

3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第15条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第16条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第17条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、

その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第19条 第7条、第8条、第9条、第10条、第18条、第20条、第21条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第20条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。